

地方独立行政法人 玉野医療センター

中期目標

玉 野 市

目 次

前文	1
第 1 中期目標の期間	1
第 2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1 担うべき医療提供体制	1
2 医療の質の向上	3
3 患者サービスの向上	3
4 医療機関との連携	4
5 関係機関との連携	4
第 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	5
1 業務運営体制の構築	5
2 職場環境の整備	5
第 4 財務内容の改善に関する事項	6
1 経営基盤の確立	6
2 収入の確保と経費の節減	6
3 運営費負担金	6
第 5 その他業務運営に関する重要事項	6
1 新病院の整備	6
2 新病院への移行	6

地方独立行政法人玉野医療センター中期目標

前文

総合病院玉野市立玉野市民病院（以下「玉野市民病院」という。）と玉野三井病院は、それぞれ昭和27年、大正8年からの長きにわたり総合的な医療を提供するとともに、市内における中核病院として地域の医療を守る役割を担ってきました。

しかしながら、地域医療を取り巻く環境は、少子高齢化や人口の減少といった大きな社会構造の変革期のなかにあり、医療保険制度改革による医療費の抑制、医師・看護師等の医療従事者の不足といった諸課題を抱え大変厳しい状況であると言わざるを得ません。こうした状況を踏まえ、今後、地域医療を担う医療機関には主体性・自律性を持った病院運営により医療行政の転換期のなかにあっても世の中の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制が必要とされています。

そこで、本市では医療機関相互の機能分担を明確にするとともに、地域医療連携を推進するため、「玉野市地域医療連携推進協議会」を設置し、関係機関の代表者の参画を得ながら、医療連携の在り方について協議・検討を進めてまいりました。加えて、老朽化の進む市民病院施設の建替えに際して、新たな病院の規模・機能を含めた新病院計画について関係各位からの意見を聴取するため、「新病院在り方検討部会」を設置し、本市の今後の地域医療の在り方について議論してまいりました。

これらの協議を経て、本市の地域医療を守っていくためには、市内の医療機関による再編・統合を進め、中核となる医療機関をつくっていくことが必要であるとの共通理解のもと、玉野市民病院と玉野三井病院が経営統合することで合意し、新たに「地方独立行政法人玉野医療センター」として、今後も地域における中核医療機関として医療の提供を続けていくことを目指しています。

これからも玉野医療センターが本市の中核病院として安全・安心な医療を提供し続けるとともに、市内外の医療機関との連携の拠点として地域の医療を支える施設であり続けるため、ここに中期目標を定め、目標の達成に向けて不断の努力を続けられることを求めるものです。

第1 中期目標の期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間とする。

第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 担うべき医療提供体制

(1) 救急医療

急性期医療を担う地域の中核病院として「断らない医療」を実践するとともに、市内外の医療機関と連携し夜間及び休日における救急医療体制を確保し、1次救急から2次救急までの地域で担うべき救急医療については、地域のなかで完結できる体制を構築すること。

(2) 小児・周産期医療

安心して子どもを産み育てられる環境を守っていくため、市内外の医療機関と連携・役割分担を行いながら、外来診療の継続及び入院診療の再開を目指すなど、市民ニーズに沿った診療機能を備えること。

(3) リハビリテーション医療

専門スタッフの配置や機能面での充実を図り早期の在宅復帰を支援するとともに、退院後も安心して在宅生活を過ごすことができるよう退院後のフォロー体制を整備するなど、リハビリテーション医療の充実を図ること。

(4) 検診・予防医療

疾病の早期発見・早期治療へ向けて、人間ドックや検診等の総合的な予防医療の充実を図るとともに、市の健康福祉部門や保健機関と連携し、健診受診率の向上など市民の健康増進に対する取組みに協力を行うこと。

(5) 在宅医療

団塊の世代が75歳となる2025年を見据え、自宅等の住み慣れた環境での療養を希望される人が増えていることから、地域包括ケアシステムの構築に向け、かかりつけ医や介護事業所等と連携し、訪問診療・訪問看護・訪問リハビリテーションなどの在宅医療への取組みを推進すること。

(6) 災害医療

市の防災担当部門と連携し、災害時にあっても診療体制及び医療機能の確保ができるよう、新病院において耐震化等の適切な災害対策を実施するとともに、近隣の医療機関と協力し災害時医療への対応を図ること。

(7) 新たな感染症への対応

公的な医療機関として、インフルエンザやコロナウィルス等の全国的に感染拡大が危惧される新たな感染症が発生した場合には、市及び関係機関と連携し、早期の収束に向けて地域における中心的な役割を担うこと。

2 医療の質の向上

(1) 地域医療への貢献

地域の中核病院として、将来にわたって地域医療を支える医療機関であることの自覚と責任を持って、地域住民に信頼される安全・安心な医療を提供すること。

(2) 相乗効果の発揮

経営統合による相乗効果を最大限発揮するため、両病院がこれまで培ってきた診療実績を活かし相互の連携・補完関係を強化することで、医療水準の向上に努めること。

(3) チーム医療の実施

高度・複雑化する医療・介護ニーズへ対応するため、患者に携わる様々な専門職が多職種連携し情報と方針の共有を行うことで、退院後の状態をイメージしながら総合的なチーム医療を実践し、早期の在宅復帰に向けた支援を促進すること。

(4) 医療従事者の確保及び育成

診療体制の充実に欠かすことのできない、医師・看護師等の医療従事者について関係機関と連携・協力体制を構築するなど、必要な人材の確保に努めること。

特に、医師については、将来にわたって診療体制を確保するためにも、市と連携し医師派遣体制の充実に努めること。

また、医療に携わる者の知識や技術の向上を図るとともに、専門性を持った人材の育成に努めること。

(5) 調査・研究・治験への取組み

調査・研究・治験等への積極的な取組みにより医療水準の向上に貢献すること。

3 患者サービスの向上

(1) 患者中心の医療の提供

断らない医療の実践を基本に、患者の視点に立った患者中心の安全・安心な医療の提供を行うとともに、患者やその家族との対話を通して、信頼が得られるよう分かりやすい説明を心がけること。

(2) 地域との交流

市内イベントへの参加や地元コミュニティとの交流、院内イベント等の開催を通じて、病院のことを知ってもらうための機会を積極的に設け、安心して来院できる環境づくりに努めること。

(3) 医療安全対策

患者が安心して安全な医療を受けられる環境を整備するため、医療安全に係る情報の収集と分析により医療事故の発生を未然に防ぐとともに、院内感染防止対策に関して指針に基づく適切な対策を実施すること。

(4) 積極的な情報発信

病院の機能や経営状況に加え、診療や疾病予防に関する情報など、ICT（情報通信技術）等も活用しながら分かりやすい形での積極的な情報発信に努めること。

(5) コンプライアンスの徹底

医療法を始めとする関係法令の遵守はもとより、個人情報保護や情報公開についても適切な対応を行うこと。

4 医療機関との連携

地域の医療機関のなかで診療機能の役割分担と集約化を図ることで、それぞれが特色を持ちながら相互に連携し、地域全体で地域医療を支えることのできる体制の構築を図り、地域完結型医療の実現を目指すこと。

5 関係機関との連携

(1) 行政機関との連携

健康福祉部門を始めとした、市行政の各関係部署と連携し、健康づくり支援や疾病予防等に係る諸計画及び施策の推進に協力を行うこと。

(2) 医師会等との連携

将来的な地域包括ケアシステムの構築に向けて、地元医師会や診療所、介護事業所等と連携し、可能な限り住み慣れた地域での治療・療養ができるよう体制の構築に向けた協議を進めること。

(3) 教育機関との連携

岡山大学を始め、市内外の教育機関と連携し、卒後教育や生涯教育のための実践的な研修の場として人材育成に協力することで、研修医の受入れや安定的な医療従事者の確保を図るなど、相互協力関係に基づく人材の確保及び育成に努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 業務運営体制の構築

(1) 運営体制

地方独立行政法人制度を最大限活用し、主体性を持った意思決定ができるよう運営体制を確立するとともに、病院全体が一丸となって、社会情勢の変化や医療保険制度改革に迅速かつ柔軟に対応できるよう運営体制の最適化を図ること。

(2) 管理体制の強化

内部監査体制の構築による内部統制の強化とともに、関係法令の遵守及び職員倫理の確立を図ること。

(3) 外部評価等の活用

病院の運営状況について、第三者からの客観的な視点で評価を受け、評価結果に基づき必要な見直しを行うことで業務の効率化を図ること。

また、得られた評価結果に対して、どのような反映を行ったかを適切に示すことで、開かれた組織とすること。

2 職場環境の整備

(1) 働きやすい職場環境の整備

ワークライフバランスや職場の安全衛生の確保、コミュニケーションの活性化などを通じて職場環境の改善を図り、働きやすい職場環境の整備に努めること。

(2) 職員の職務能力の向上

医療の進歩に伴って必要となる知識や技術が高度・複雑化するなかで、より専門性を持った知識や技術の習得のため、研修制度や専門資格取得に関する支援等について充実を図ること。

また、独立した法人として業務を継続するために、法人運営に携わるプロパー職員の育成を図ること。

(3) 効果的な人事・給与制度の構築

職員の業績や能力、職責などを適正に反映し、職員のモチベーションの向上と組織としての活性化を図るため、職員の意欲を引き出す人事評価制度を構築すること。

また、給与制度は、社会一般の情勢を踏まえた適正な水準とし、病院の業績を踏まえた上で、職員の能力・成果を公正に反映させたものとする。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の確立

病院の経営統合による業務の効率化を最大限発揮し、中期計画期間を通じて病院運営に係る経営基盤の確立を図ること。

2 収入の確保と経費の節減

(1) 収入の確保

経営統合による2病院の体制から新病院へと移行していく中で、適切に機能分化及び機能集約を進め、刻々と変化する医療ニーズに対して柔軟に対応することで、安定的に経営を継続することのできる収入を確保すること。

また、診療報酬改定や医療制度変革に的確に対応するとともに、未収金の発生予防や請求漏れの防止などにおいて適切な対策を行うこと。

(2) 経費の節減

地方独立行政法人として自主性の高い運営形態であることの利点を生かし、費用のなかでも大きな割合を占める給与費、材料費等について、人事給与制度の見直しや弾力的な人員配置、民間手法も活用した全般的な業務の見直し、効率化によって経費の節減を図ること。

3 運営費負担金

市が負担する運営費負担金は、公的な医療機関としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策的医療を実施するため、法人の収入のみをもって事業の継続が困難であると認められる経費等について負担されるものであり、財政負担への理解が得られるよう効率的な経営に努め、自立した運営を図ること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 新病院の整備

本市に必要となる規模・機能を備えた新病院となるよう、将来的な医療需要を把握し適切な新病院の整備を進めること。

また、その後の施設の維持管理についても適正な管理に努めるとともに、地域全体の医療資源を把握した上で、効果的な整備計画の推進を行うこと。

2 新病院への移行

新病院の開院に際しては、2病院が持つ機能を1病院へと集約するために、安全に移転作業を進めるとともに、円滑な新病院への移行に努めること。